

## 資料5

令和7年3月3日

許可業者 各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

### 交通事故撲滅に向けた取組みについて（通知）

令和6年度、当課に報告のあった無責事故等を除く許可業者による交通事故の報告件数が、令和7年1月末時点で65件となっており、これは、昨年度の同時期と比較して、3件増加しており、このままでは昨年度過去最多報告件数である76件を上回ることが予想される。

また、許可業者による交通マナーに関する苦情も依然として多数寄せられている。当課においてドライブレコーダーや現場調査を通じて確認した運転状況では、通行区分違反、信号無視、割込運転などが確認されており、交通法規が十分に遵守されているとは言い難い状況である。交通ルールを軽視することは、交通事故に直結するため、これを徹底して改善する必要がある。

今年度においては、下記のとおり重点目標を掲げ、交通法規の遵守・交通マナーの向上により、交通事故撲滅に努めていただいてきたところではある。改めて、各許可業者においては、従業員に対し安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に向けて真摯に取組むことを通知する。

#### 記

#### 【令和6年度交通事故撲滅に向けた重点目標】（再掲）

- ▶ 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- ▶ 歩道乗り上げ、車道の逆走（車両の逆止めを含む）を行わないこと。
- ▶ 十分な車間距離をとり、ゆとりのある運転を行うこと。
- ▶ ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- ▶ アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を実施すること。
- ▶ 従業者の健康状態や体調管理の把握に努めること。